事　務　連　絡
令和２年１２月２３日

各郡市医師会事務（局）長　　殿

埼玉県医師会事務局長　知　久　清　志

新型コロナウイルス感染症に対応する各種補償制度のご案内について

日頃、本会福祉事業につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件について、別添のとおり一覧表にて取りまとめをいたしましたので、ご活用ください。
なお、各保険についてのお問い合わせは、保険ごとに異なりますので、ご注意いただければと存じます。

担当　埼玉県医師会医事･福祉課　古戸、星野、佐野
電話　０４８－８２４－２６１１

加入潮医師会
収受
2.12.25
第1148号

新型コロナウィルス感染症に対応する各種補償制度のご案内

埼玉県医師会

主なリスク	対応する補償制度	名称	補償開始日	補償対象	補償内容	掛金・保険料	補償額	加入方法
会員や従業員の補償	日本医療機能評価機構の補償制度	新型コロナウィルス感染症対応医療従事者支援制度（業務災害補償保険）	12/1以降	医師、看護師等の医療資格者 ※開設者は政府労災の特別加入が必要	労災事故として認定される休業補償や死亡補償	500円/年	■4日以上休業：20万円(一時金) ■死亡：500万円(一時金)	専用Webページで手続き （https://jcqhc.or.jp/w-comp）
				医療資格者以外の従業員等 （パート・アルバイトを含む）		1,000円/年		
	埼玉県医師会の団体保険制度	「所得補償制度」	随時 （毎月１日）	会員、会員のご家族・従業員	就業不能５日目、８日目、15日目から最大1年間の所得を補償	５０歳、月額５０万円（免責４日）の場合 13,500円/月 ※加入者年齢、性別、口数によります。	月額一口10万円×口数 ※500万限度	埼玉県医師会に加入依頼書を提出 1人上限1,000円まで保険料補助あり 以下webページで申請手続き https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00003.html
		「長期障害所得補償制度」			就業不能開始から約１年経過後、最長満７０歳までの所得を補償	５０歳、月額５０万円（免責４日）の場合 19,950円/月 ※加入者年齢、性別、口数によります。	月額一口10万円×口数 ※100万限度	
		「団体総合生活保障保険」（MS&AD型）		会員、会員のご家族	入院（加入タイプにより通院）を補償	５０歳の入通院補償 13,010円/月 ※加入者年齢およびタイプによります。	入院　日額　20,000円 通院　日額　10,000円 他	埼玉県医師会に加入依頼書を提出
医療施設の休業補償	日本医師会の補償制度	休業補償制度（休業損害補償保険）	1/1以降	会員が開設・管理する医療施設	休診日を含む連続7日間以上閉院（もしくは外来閉鎖）の休業損失を補償	一施設48,000円/年	1施設：100万円(一時金) ※施設単位で加入可能	専用Webページにて手続き ※12月開設予定 掛金を日医指定口座に振込
患者への賠償責任 ※感染による賠償責任は通常生じません	埼玉県医師会の団体保険制度	「医師賠償責任保険」	随時 （毎月1日）	会員	院内感染による患者への賠償責任は通常生じません。 ※体調不良の従業員を勤務させる等、重大な過失等がある場合を除きます。	6,890円/年 ※日医違撥ｄ型の場合	対人100万円　保険期間中300万円 （医療施設賠：対人１億円、対物1,000万円）	埼玉県医師会に加入依頼書を提出